



答申第279号
令和4年9月12日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県個人情報保護制度委員会
会長 門田 登志和



高知県個人情報保護条例第35条第2項の規定に
基づく諮問について (答申)

令和4年8月29日付け4高法文第348号により諮問のありました事項について、審議の結果、下記のとおり附帯意見を付して答申します。

記

1 法施行条例の制定に関する事項

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正等に基づき、同法を施行するため、高知県個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)を廃止し、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)を制定することを了承します。

2 附帯意見

(1) 生活保護の受給等を条例要配慮個人情報にしないことについて

現行条例に基づき高知県が独自に定めている要配慮個人情報である「生活保護法第11条第1項に掲げる扶助を受けたこと」及び「民法に定める成年被後見人、被補佐人又は被補助人であること」について、「現時点で、高知県だけがこれらを要配慮個人情報として定める特段の事情や地域の特性が見出せない。」とのことから、令和5年4月の法適用に合わせて、県独自の条例要配慮個人情報を定めないとすることはやむを得ないが、法施行条例の施行後も、従前、要配慮個人情報としていた趣旨を損なうことのないように、引き続き個人情報の取扱いに十分に配慮してください。

(2) 個人情報取扱事務登録簿の廃止について

現行条例に基づき作成している個人情報取扱事務登録簿の廃止後も、個人情報ファイル簿等を整備し、個人情報の適切な取扱いに配慮するとともに、県民が自己の個人情報を把握し、適正に管理することができるよう努めてください。

(3) 死者に関する情報について

法施行条例の施行後も、死者に関する情報の提供、開示方法等を適切に整備し、個人情報の適切な取扱いに配慮してください。

(4) その他

法施行条例の施行後も、職員への研修を行うなど、これまでの現行条例の下で尊重されてきた個人情報の保護が、引き続き確保されるよう努めてください。